



平成26年度

いせはらの環境

伊勢原市経済環境部環境対策課



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

目次 ※< >内は、ページ番号

1 伊勢原市の環境 < 1>

- (1) 市の概要 <1>
 - i. 位置と地勢
 - ii. 気象
 - iii. 人口と世帯
 - iv. 土地の利用（利用区分別土地利用面積）
 - v. 産業
 - vi. 交通

(2) 環境対策事業のあゆみ <3>

(3) 機構 <4>

(4) 主な事業 <4>

2 伊勢原市の公害苦情の概要 < 5>

3 大気汚染・悪臭 < 7>

- (1) 大気汚染 <7>
 - i. 大気汚染の現状
 - ii. 大気汚染防止対策
 - iii. 固定発生源である工場及び事業場の状況

(2) 光化学オキシダント <9>

(3) 微小粒子状物質（PM_{2.5}） <11>

(4) 悪臭 <12>

4 水質汚濁 <13>

- (1) 水質汚濁 <13>
 - i. 水質汚濁の現状
 - ii. 河川水質調査結果
 - iii. 有機塩素系化合物等地下水調査
 - iv. 多量排水事業場水質調査
 - v. 工場及び事業場の状況

(2) 伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付制度（生活雑排水対策） <16>

(3) 水質事故発生状況 <17>

5 騒音・振動	・・・・・・・・・・・・・・・・	<18>
(1) 騒音・振動の現状	<18>	
(2) 平成26年度における許可・届出等の状況	<18>	
(3) 自動車騒音常時監視	<20>	
6 ダイオキシン類など	・・・・・・・・・・・・・・・・	<22>
(1) 現状と防止対策	<22>	
(2) ダイオキシン類調査結果	<22>	
7 土地の埋立て等に関する許可等	・・・・・・・・・・・・・・・・	<24>
8 環境衛生	・・・・・・・・・・・・・・・・	<25>
(1) 水道施設について	<25>	
i. 水道法対象施設		
ii. 小規模水道等に関する市条例対象施設		
(2) 放射能関連について	<25>	
i. 空間放射線量について		
ii. 食品放射性物質濃度について		
9 環境啓発事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	<27>
(1) 河川クリーン作戦（河川清掃活動）	<27>	
(2) 環境行動の手引きの作成	<27>	
(3) 環境学習指導員派遣	<27>	
(4) 事業者向け環境学習（セミナー）	<27>	
(5) 市民向け環境学習（セミナー）	<28>	
(6) いせはら環境展の開催	<28>	
(7) いせはらストップ温暖化展の開催	<29>	
(8) 冬季自動車交通量対策	<29>	

いせはらの環境資料編

1 伊勢原市の環境

(1) 市の概要

i. 位置と地勢

伊勢原市は、東京から約 50 k m、横浜から約 45 k m の距離にあり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。東西は、9.98km、南北は 7.28km、面積は 55.56km² です。

起伏のある山と丘、更に市街地を囲むように南側に広がる農地の緑など自然環境の豊かさが伊勢原市の特徴ともいえます。北西部は、丹沢山塊の一角をなす大山（標高 1,251.7m）を頂点とする丘陵が広がり、平坦部は浸食作用による谷戸が多く、東部に平野が開ける変化に富んだ地形となっています。

ii. 気象

伊勢原市は、年間平均気温が 15~16℃ と比較的温暖、降水量が 1,600mm 程度、自然災害の発生も少なく四季の変化に恵まれた気象条件となっています。

区分	気温 (°C)			湿度 (%)		天候				降水量(mm)
	平均	最高	最低	平均	最低	晴	曇	雨	雪	
H22	16.2	36.9	-3.2	68.7	9.3	173	101	89	2	1,844.0
H23	15.8	36.3	-4.6	64.0	8.0	185	114	65	1	1,496.5
H24	15.4	36.2	-5.7	64.1	3.8	170	132	62	2	1,664.0
H25	16.1	37.2	-3.7	64.4	10.1	186	87	90	2	1,436.5
H26	15.7	36.5	-3.8	72.1	10.1	188	90	85	2	1,449.0

iii. 人口と世帯

区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備考
H22	101,039	41,184	国勢調査 (10月1日)
H23	101,129	41,538	推計人口 (10月1日)
H24	101,042	41,918	〃
H25	100,933	42,293	〃
H26	100,998	42,703	〃

iv. 土地の利用 (利用区分別土地利用面積)

伊勢原市は、市街化区域が平成 26 年 4 月 1 日現在で 1,179ha となっており、うち工業専用地域が約 104ha、工業地域が約 64ha、準工業地域が約 83ha、商業地域が約 40ha となっています。

(単位 : ha)

区分	田	畑	森林	河川等	道路	住宅	工場	店舗等	その他	計
H21	419	728	2,048	99	444	725	62	225	798	5,552
H22	417	725	2,048	99	441	729	61	222	811	5,552
H23	414	722	2,078	99	443	732	61	222	809	5,552
H24	412	718	2,048	99	444	736	61	221	812	5,552
H25	410	712	2,054	98	445	739	64	219	813	5,552

出典 : 神奈川県土地統計資料

v. 産業

【工業】

区分	事業所数 ^{※1}	従業員数 ^{※1} (人)	製造品出荷額 (百万円) ^{※2}
H21	50	5,454	201,171
H22	46	5,288	240,870
H23	— ^{※3}	— ^{※3}	— ^{※3}
H24	45	5,623	239,684
H25	47	5,522	220,052

※1 従業者が30人以上の事業所を対象

※2 従業者が4人以上の事業所を対象

※3 平成23年度は、工業統計調査が実施されなかったため、数値は表記しない

出展：工業統計調査

【商業】

区分	事業所数	従業員数 (人)	年間商品販売額 (億円)
H6	954	7,386	1,844
H9	958	7,903	2,249
H14	911	9,158	2,252
H19	830	7,822	3,295

※全ての事業所を対象

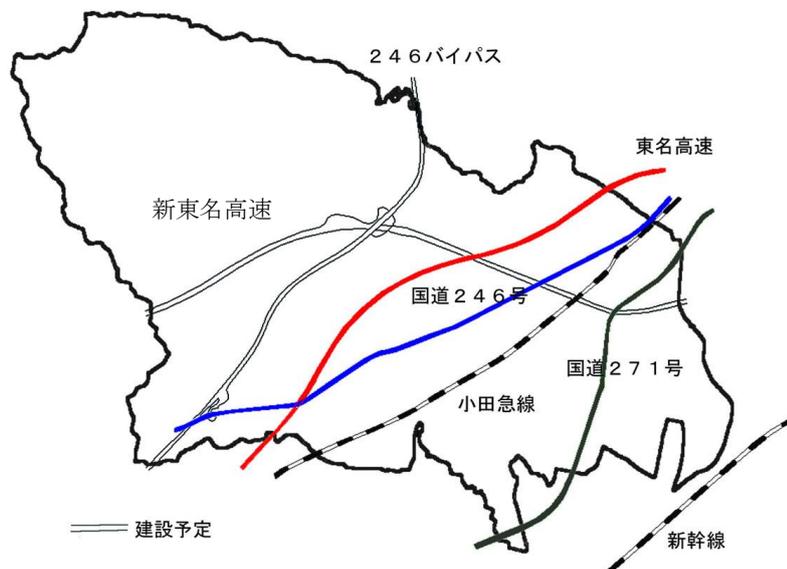
出展：商業統計調査

vi. 交通

道路は、市内の東北部から南西部にかけて、高速自動車国道の東名高速道路、小田原厚木道路（一般国道271号）及び一般国道246号の主要幹線道路3路線が走っています。

現在は、新東名高速道路の市内区間の建設が本格化し、このほかに一般国道246号の渋滞解消等を目的とした厚木秦野道路（国道246号バイパス）が既に市内一部区間で事業化されており、今後道路交通網のますますの発展が見込まれます。

鉄道は、小田急電鉄株の小田急小田原線伊勢原駅及び愛甲石田駅があります。



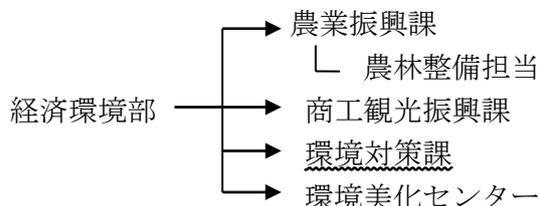
(2) 環境対策事業のあゆみ

昭和	23年	5月	墓地、埋葬等に関する法律公布（同年6月施行）
	25年	8月	狂犬病予防法公布、施行
	26年		神奈川県事業場公害防止条例公布
	32年	6月	水道法公布（同年12月施行）
	39年	3月	神奈川県事業場公害防止条例を廃止し、公害の防止に関する条例公布（同年6月施行）
	42年	8月	公害対策基本法公布
	43年	6月	大気汚染防止法公布（同年12月施行） 騒音規制法公布（同年12月施行）
	46年	1月	経済部商工観光課に公害係設置（伊勢原町）
		3月	市制施行 公害の防止に関する条例を廃止し、神奈川県公害防止条例公布（同年9月施行）
		6月	悪臭防止法公布（翌年5月施行）
		7月	環境庁設置
		11月	「公害概況1971」発刊（伊勢原市経済部商工観光課）
	49年	5月	伊勢原市公害防止連絡協議会 第1回設立総会開催
	51年	6月	振動規制法公布（同年12月施行）
	52年	7月	伊勢原市公害調査所完成
	53年	3月	旧神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県公害防止条例公布（同年9月施行）
	55年	10月	神奈川県環境影響評価条例公布（翌年7月施行）
	60年	4月	「伊勢原市公害防止連絡協議会」を「伊勢原地区環境保全連絡協議会」と名称変更（第12回通常総会）
	63年	4月	合併処理浄化槽設置補助制度を開始
平成	4年	6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法公布（同年12月一部施行）
	5年	9月	河川クリーン作戦を鈴川で開始（伊勢原地区環境保全連絡協議会）
		11月	公害対策基本法を廃止し、環境基本法公布（翌年8月施行）
	9年	6月	環境影響評価法公布（平成11年6月施行）
		10月	神奈川県公害防止条例を廃止し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例公布（翌年4月施行）
	10年	9月	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例公布（翌年1月施行）
		10月	地球温暖化対策の推進に関する法律公布（翌年4月施行）
	11年	7月	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布（翌年3月施行） ダイオキシン類対策特別措置法公布（翌年1月施行）
	14年	3月	伊勢原市役所エコオフィースプラン策定
		5月	土壌汚染対策法公布（翌年2月施行）
	15年	11月	悪臭防止法の規制基準について、臭気指数規制を導入
	16年	6月	伊勢原市環境基本計画策定

平成	17年	8月	第1回環境展開催（市民団体との協働開催）
	18年	3月	伊勢原市アスベスト問題対策会議設置
		12月	いせはら環境市民ネットワーク設立
	19年	3月	第1回ストップ温暖化展（いせはら環境市民ネットワークとの協働開催）
		3月	伊勢原市役所エコオフィスパラン改訂版策定 環境行動の手引き作成開始
	21年	5月	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を開始（24年度廃止）
	22年	3月	伊勢原市環境基本条例公布（同年4月施行）
	23年	4月	伊勢原市地球温暖化対策計画策定
		6月	市内小学校等での空間放射線量測定開始
	24年	3月	伊勢原市墓地等の経営の許可等に関する条例公布（同年4月施行）
		4月	第2次一括法の施行により、環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る市域内の規制地域及び規制基準を設定 第2次一括法の施行により、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視を開始
	25年	12月	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例公布（翌年4月施行）
		7月	第二次伊勢原市環境基本計画策定 第三次伊勢原市エコオフィスパラン策定

(3) 機構

行政組織(平成26年4月1日)



(4) 主な事業

環境対策課の事務は、次のとおりとなっています。

- ・ 環境政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- ・ 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- ・ 公害の監視、調査及び分析に関すること。
- ・ 公害関係の苦情処理に関すること。
- ・ 合併処理浄化槽設置整備の補助に関すること。
- ・ 環境保全関係団体の指導育成に関すること。
- ・ 環境アセスメントに関すること。
- ・ 伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例に関すること。
- ・ 水道法に関すること。
- ・ 墓地等の経営の許可等に関すること。
- ・ 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。 ※平成27年度から健康管理課へ事務移管

2 伊勢原市の公害苦情の概要

環境基本法では、「公害」について「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、一般的には、典型7公害といわれています。

平成26年度に環境対策課に寄せられた苦情は45件で、25年度と比較し31件減少しました。苦情の内訳としては、大気汚染に関する苦情が最も多く、19件中13件が屋外焼却行為(※)によるもので、苦情全体の28.9%を占めます。

用途地域別に見ると市街化調整区域で22件、市街化区域内の住居系地域で20件、準工業地域で1件、商業系地域で1件発生しています(不明1件)。

〔※屋外焼却行為は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一部の例外規定を除き、原則禁止されています。
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でも同様に原則禁止されています。〕

表2-1-1 平成26年度の苦情受付状況

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物 投棄	土壌 汚染	その他	計
農業	1	1	1						3
林業									
鉱業			0(1)						0(1)
建設業	4(4)	2(2)	4(5)		1(1)				11(12)
製造業		1(1)	2(1)		1(5)				4(7)
電気ガス水道									
情報通信									
運輸業	1	0(1)	2						3(1)
御、小売業									
金融保険									
不動産業									
飲食店宿泊		2	0(1)						2(1)
医療福祉									
教育、学習									
複合サービス		0(1)	0(1)						0(2)
サービス業		1	1(1)			1			3(1)
公務			2	1					3
業種分類不能		0(1)	1(1)						1(2)
事業所計	6(4)	7(6)	13(11)	1	2(6)	1	0	0	30(27)
その他・個人	13(32)	1(5)	0(4)	0	1(7)	0	0	0(1)	15(49)
合計	19(36)	8(11)	13(15)	1	3(13)	1	0	0(1)	45(76)

※ ()内の数字は、平成25年度の件数を示す。

※件数は公害苦情調査(環境省)報告件数より

表 2-1 立入検査等実施件数一覧

(単位：件)

年間立入検査等のべ件数	改善指導	報告の徴収
41	7	0

(参考)

資料編 1 ページに、「公害苦情件数の年度別推移」を掲載しています。

3 大気汚染・悪臭

(1) 大気汚染

i. 大気汚染の現状

大気汚染は、工場及び事業場(固定発生源)の生産活動に伴って発生するばい煙と自動車等(移動発生源)の排出ガスが主な発生源となっています。大気汚染物質の主なものは、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})などです。

大気汚染の常時監視(※1)を行うために、伊勢原市には、神奈川県が設置する一般測定局が市役所公害調査所に、自動車排出ガス測定局(※2)が一般国道246号沿いの谷戸岡公園(大住台地内)に設置されています。

伊勢原市に設置された一般測定局で測定している3物質については、光化学オキシダントを除き、環境基準(※3)を満足しています。

- ※1 一般測定局での二酸化硫黄の測定は平成24年度、自動車排出ガス測定局での一酸化炭素の測定は平成23年度をもって終了しました。
- ※2 平成6年度に移動測定局として設置。平成9年から一般国道246号及び東名高速道路での大気の影響を把握するため、自動車排出ガス測定局として運用され、現在に至ります。
- ※3 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい基準です。

表 3-1-1 伊勢原市に設置の各測定局で測定している物質の環境基準

物質	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 《環境基準達成評価方法》年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 《環境基準達成評価方法(長期的評価)》年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。 《環境基準達成評価方法(長期的評価)》昼間(5~20時)の1時間値が環境基準を超えないこと。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年の平均値が15µg/m ³ 以下であり、1日の平均値が35µg/m ³ であること。 《環境基準達成評価方法(長期的評価)》年間に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で割り算して得られた平均値。

表 3-1-2 市内測定局で監視している物質の年平均値（平成 26 年度）

	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
一般測定局	0.015	0.023	0.033	—
自排局	0.023	0.025	—	14.8

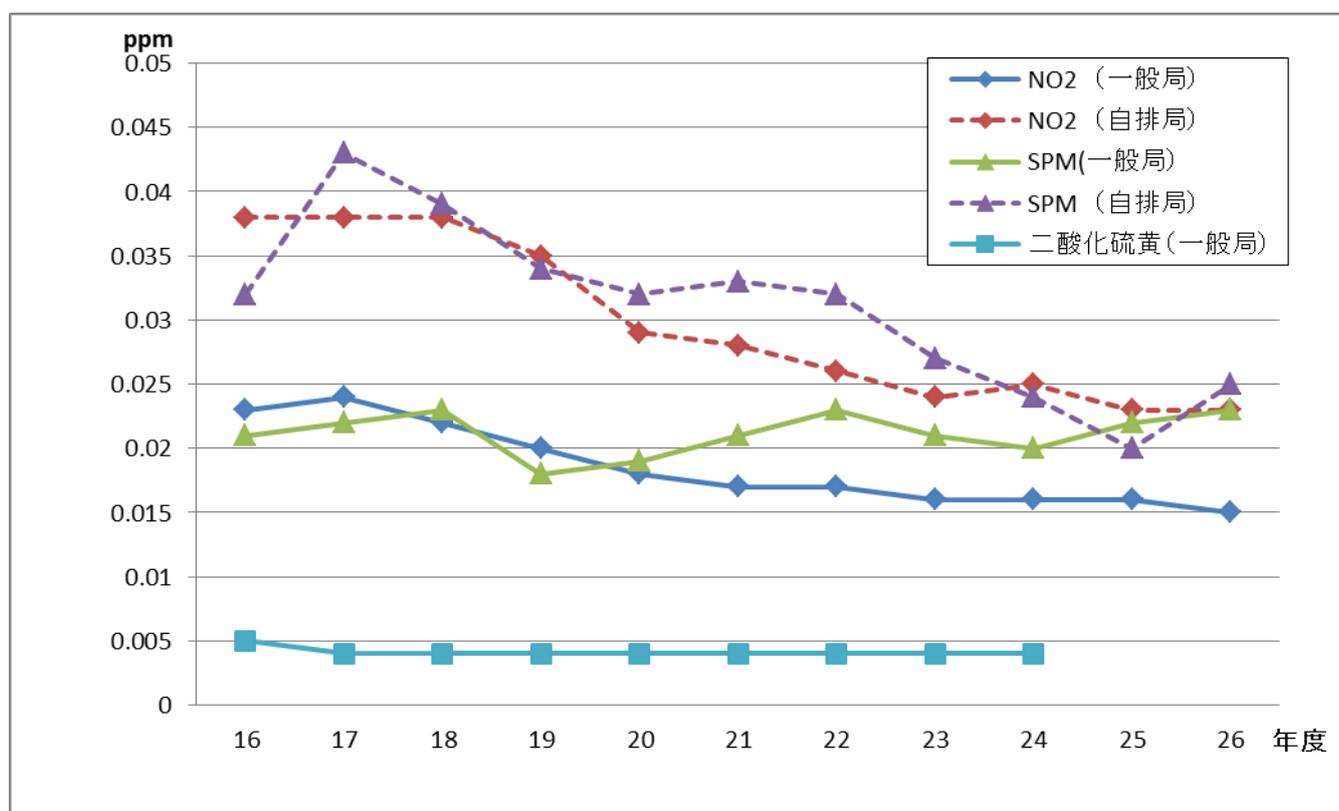


図 3-1-1 市内測定局における二酸化窒素等の濃度の経年変化

(参考)

資料編 2 及び 3 ページに、「大気汚染に係る環境基準達成状況」を掲載しています。

ii. 大気汚染防止対策

大気汚染の防止のためには、工場及び事業場などの固定発生源、自動車などの移動発生源それぞれから排出される汚染物質を低減することが必要です。

工場や事業場などについては、大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例などにより、業種や設備規模等に応じて様々な排出規制が加えられています。工場などの生産過程に伴って発生する「ばいじん・粉じん」については、法・条例などの規制の成果もあり、従前よりは大幅に改善されています。

移動発生源の主因となる自動車の排出ガスの対策としては、大気汚染防止法のほか、平成 4 年 6 月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等

に関する特別措置法（自動車 NO_x 法）」が制定され、平成 13 年 6 月にこの改正法である「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」が成立し、更に平成 15 年 10 月には 1 都 3 県（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）で「ディーゼル車規制」が開始されています。

伊勢原市では、主に神奈川県生活環境の保全等に関する条例により対策を行っており、多くの苦情が寄せられる屋外焼却行為（野焼きや小型焼却炉）への指導等、並びに開発指導等を通じての一定規模以上の事業場への低公害車の導入、及びアイドリングストップの周知についても同条例に基づき対応を行っています。

また、冬期における広域的な大気汚染防止のために、公用車の使用抑制やマイカー通勤の自粛などの呼びかけを行っています。

iii. 固定発生源である工場及び事業場の状況

固定発生源である大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置する工場及び事業場は、平成 26 年度末時点での神奈川県への届出では伊勢原市内に 33 社あり、施設別にはボイラーが 86、焼却炉が 1、加熱炉が 28、乾燥炉が 3 の計 118 施設となっています。

また、同様に一般粉じん発生施設を設置する工場及び事業場が 1 社、揮発性有機化合物（VOC）排出施設を設置する工場及び事業場が 1 社（内訳は、接着の用に供する乾燥施設が 1、塗装の用に供する乾燥施設が 1）となっています。

(2) 光化学オキシダント（O_x）

神奈川県内の光化学オキシダント濃度は、依然として横ばいの状況にあるものの環境基準に全局において不適合となっています。

光化学スモッグは、神奈川県により、県内を 8 地域に分けて注意報が発令されます。伊勢原市は県央地域に属しており、平成 26 年度の県央地域に対し注意報が発令された日数は 3 日で、伊勢原市に設置された測定器も 3 日間全て注意報発令基準を超過し、防災行政用無線及びいせはらくらし安心メールで市民に周知を行いました。

なお、光化学スモッグに関する情報は、神奈川県により、4 月から 10 月までの毎日テレホンサービスで提供されています。注意報等発令時には、解除が行われるまで逐次最新の情報が提供されます。

また、最新の光化学オキシダント濃度や大気環境基準設定物質の 1 時間あたりの濃度値については、神奈川県環境科学センターのホームページから得ることもできます。

表 3-2-1 光化学スモッグ注意報等の発令基準

注意報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき

表 3-2-2 平成 26 年度神奈川県内の地域別月別の注意報発令日数

月 地域	4	5	6	7	8	9	10	合計	(参考) 前年度計
横浜	0	0	2	3	0	0	0	5	12
川崎	0	0	2	3	0	0	0	5	11
横須賀	0	0	2	4	0	0	0	6	4
相模原	0	0	1	1	0	0	0	2	7
三浦	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南	0	0	1	2	0	0	0	3	10
西湘	0	0	1	1	0	0	0	2	6
県央	0	0	1	2	0	0	0	3	5
伊勢原	0	0	1	2	0	0	0	3	1

表 3-2-3 神奈川県内及び伊勢原市内の注意報発令日数の推移

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
県内 注意報	4	10	13	11	6	16	7	14	20	11
市内 注意報	0	1	1	0	0	0	1	12	7	3
年度	21	22	23	24	25	26				
県内 注意報	4	10	5	5	16	9				
市内 注意報	2	5	2	1	1	3				

※警報は昭和 53 年 8 月 12 日を最後に発令なし

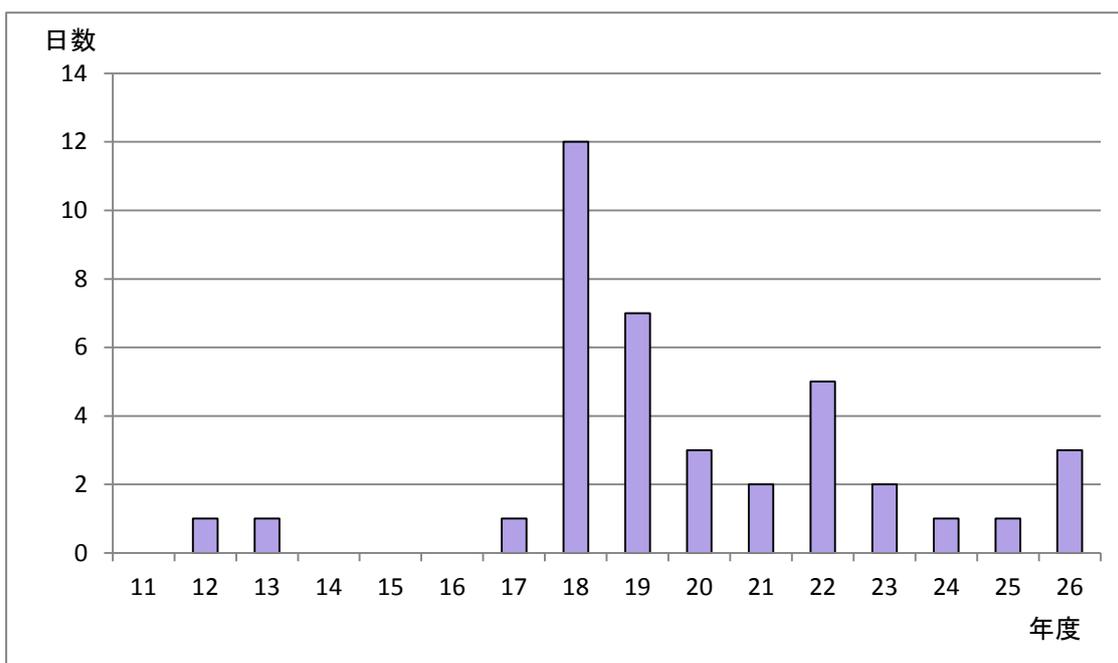


図 3-2-1 伊勢原市における光化学スモッグ注意報発令状況

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している小さな粒子のうち、粒子の大きさが 10 μm (マイクロメートル) 以下のものを浮遊粒子物質 (SPM) といい、2.5 μm 以下の非常に小さな粒子のことを微小粒子状物質 (PM2.5) といいます。

環境省は、平成 25 年 2 月に「注意喚起のための暫定的な指針値」を設定し、平成 25 年 11 月に注意喚起の判断基準を、「午前中の早めの時間帯での判断」と「午後からの活動に備えた判断」の二段階での判断としました。

なお、平成 26 年 11 月 28 日に環境省から解除の基準が示されましたが、神奈川県では原則として解除は行われません。

神奈川県内では、64 局 (平成 27 年 3 月時点) で測定を行っています。

伊勢原市では、防災行政用無線及びいせはらくらし安心メールにより市民に周知を行います。なお、平成 26 年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

神奈川県における注意喚起の判断基準

「午前 8 時 (午前中の早めの時間帯での判断)」

県内 45 局 (平成 27 年 3 月時点) の一般環境大気測定局の午前 5 時、6 時、7 時 (3 時間分) の 1 時間値の平均値を計算し、その中央値が 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に国の暫定指針値 (日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えるおそれがあると判断し、発表されます。

「午後 1 時 (午後からの活動に備えた判断)」

県内 45 局の一般大気環境測定局の午前 5 時から 12 時まで (8 時間) の 1 時間値の平均値が 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した局がある場合に国の暫定指針値である日平均値 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがあると判断し、発表されます。

※光化学スモッグ及び PM2.5 の情報は神奈川県環境科学センターが提供しています。

◇URL	http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/contents.html
◇携帯用	http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/i/index.html
◇テレホンサービス	
光化学スモッグ	050-5893-9342 または 050-5893-9343
PM2.5	050-5893-9344 または 050-5893-9345

(参考)

資料編 15 ページに、「注意喚起のための暫定的な指針値」を掲載しています。

(4) 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害と言われ、多くのにおい物質が複合して、人に不快感等を与えることです。また、その防止対策について、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では「漏れにくい構造とすること」と示されるに留まっており、感覚的なものであることから、一律な対応が難しい公害です。

平成 26 年度の悪臭苦情は 3 件あり、その内訳は、事業活動に伴う悪臭が 2 件、その他悪臭に関する苦情が 1 件となっています。

また、平成 23 年 8 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」の公布に伴い、伊勢原市は、悪臭防止法第 3 条の規定に基づく規制地域の指定及び同法第 4 条第 2 項の規定に基づく臭気指数^{※1}及び臭気排出強度の規制基準の設定を行いました。

※1 悪臭防止法で定める臭気指数とは、試料とする気体の臭気を人間の嗅（きゅう）覚で感知することができなくなるまで気体の希釈をした場合におけるその希釈の倍数（以下「臭気濃度」という。）を求め、当該臭気濃度の値の対数に十を乗じた値を求めることにより行います。
規制地域は、農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、農業振興地域に指定された区域を除きます。

（参考）

資料編 18 ページに、「事業所において発生する悪臭の許容限度」を掲載しています。

4 水質汚濁

(1) 水質汚濁

i. 水質汚濁の現状

水質汚濁の原因は、工場・事業場排水と生活排水に大別されますが、工場・事業場排水は、神奈川県が水質汚濁防止法、神奈川県及び伊勢原市が神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制、監視を行っています。

伊勢原市では、市内を流れる 10 河川について、定常監視及び環境基準への適合状況の把握を目的に河川水質の調査を、また、有機塩素系化合物による地下水汚染状況の把握を目的に地下水の調査を実施しています。

その結果、水質の指標のひとつである生物化学的酸素要求量（以下「BOD」といいます。）は、公共下水道整備区域の河川では年平均値の改善傾向が見られますが、全体として年平均値が横ばいの状況にあります。

水質改善のためには、公共下水道区域では水洗化率の向上、それ以外の区域では単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の継続的な取り組みが必要です。

公共用水域の水質汚濁の主因である生活雑排水対策については、公共下水道整備事業を着実に進めており、平成 27 年 3 月末時点では、対人口普及率 77.01%、水洗化率 94.09%となっています。

※BOD とは、水中の有機物が好気性微生物により分解されるとき消費される酸素量のことをいいます。有機物による汚濁の指標として使われます。
河川の BOD の環境基準は、類型別に決められており、伊勢原市内の河川の類型は、日向川のみ A 類型、その他 9 河川（矢羽根川、渋田川、歌川、戸張川、鈴川、善波川、板戸川、栗原川、筒川）は C 類型となっています。

表 4-1-1 河川水質の環境基準

類型	pH	BOD	SS ^{※1}	DO ^{※2}	大腸菌群数
A	6.5 以上	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下
C	8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	基準なし

※1 SS とは、水中に懸濁している不溶性物質で粒径 2mm 以下のもの。

※2 DO とは、水中に溶けている酸素量のこと

出展：水質汚濁に係る環境基準について（環境庁）

ii. 河川水質調査結果

伊勢原市内を流れる 10 河川の定常監視並びに環境基準の適合状況を把握するために、平成 26 年度は 17 地点で水質調査を実施しました。

この調査は、BOD を始めとして、最大で 26 項目の検査を行っています。

その結果、年平均の BOD について全ての河川で環境基準を満たしました。

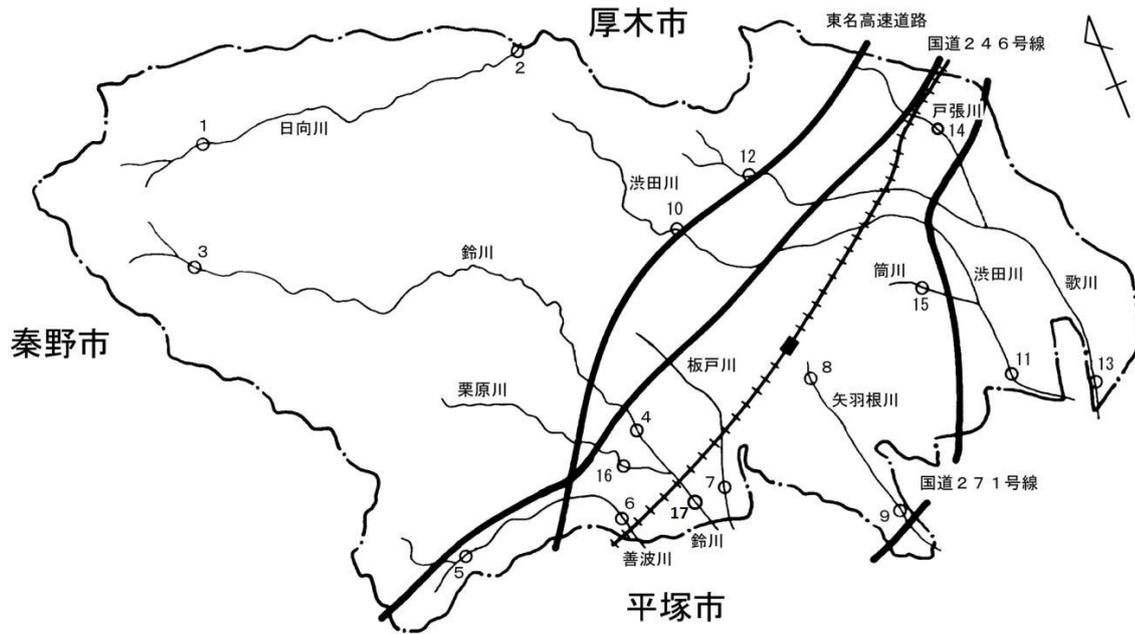


図 4-1-1 伊勢原市内 10 河川の水質調査地点

表 4-1-2 伊勢原市河川水質調査箇所一覧

①日向川(梅ヶ尾橋上流)	②日向川(日向川橋)
③鈴川(猪股橋)	④鈴川(大場田橋)
⑤善波川(善波 1008 番地先)	⑥善波川(弁天橋)
⑦板戸川(木津根橋)	⑧矢羽根川(桜台小学校南)
⑨矢羽根川(赤羽根橋)	⑩渋田川(東名高速道路渋田川橋)
⑪渋田川(堤橋)	⑫歌川(仲田橋下流)
⑬歌川(枝橋)	⑭戸張川(吉際橋)
⑮筒川(沢尻橋下流)	⑯栗原川(東橋)
⑰鈴川(終末処理場最終放流口下流堰)	

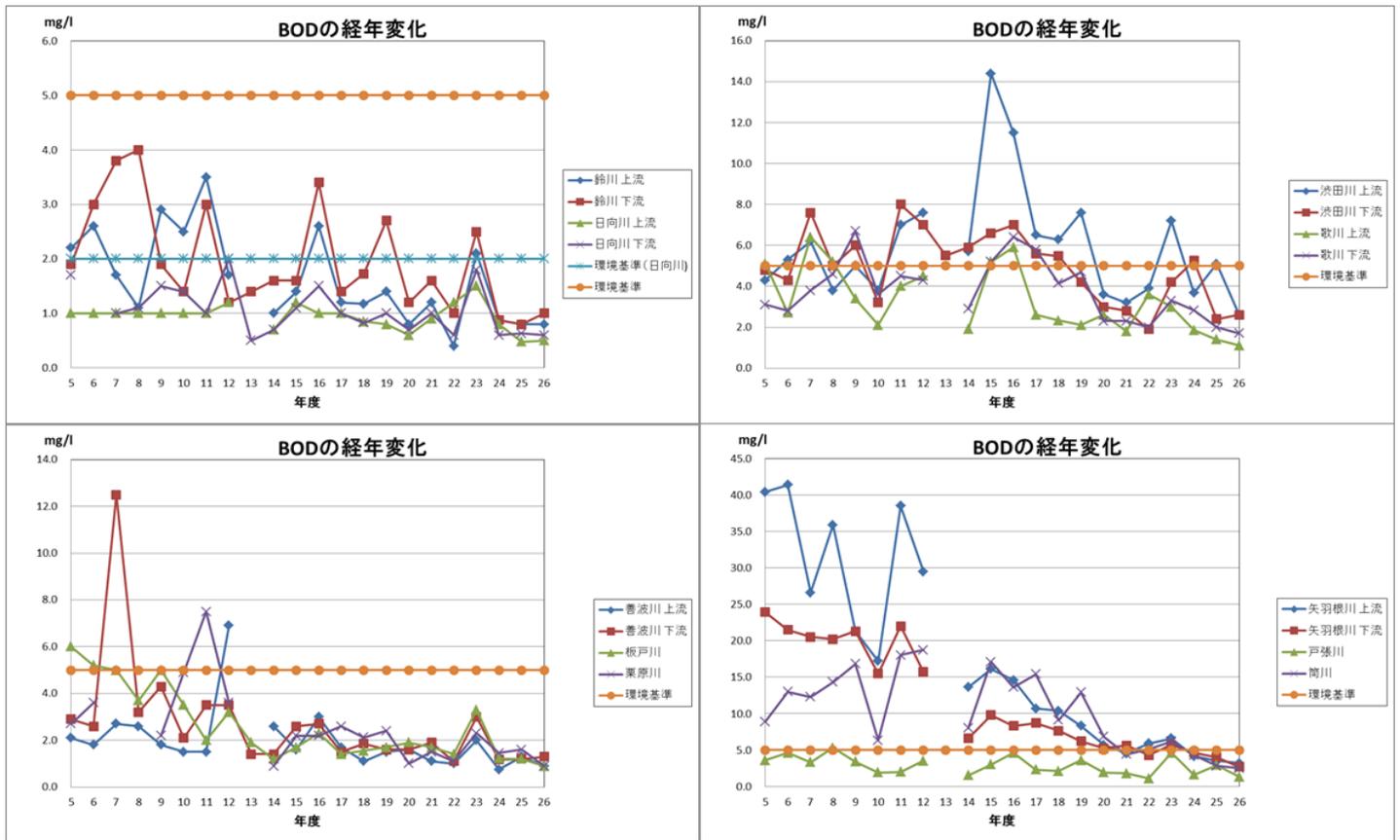


図 4-1-2 BOD 値の経年変化

(参考)
 資料編 4 から 11 ページまで、「河川水質調査結果」の詳細一覧について、
 同 16 ページに、「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」などを掲載しています。

iii. 有機塩素系化合物等地下水調査

平成 26 年度は、過去に有機塩素系化合物が検出された井戸や、環境基準を超過した井戸の 10 箇所について、トリクロロエチレンなど有機塩素系化合物 3 項目と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を調査しました。

この調査で環境基準を超過した井戸については、継続してモニタリングを行います。また、所有者には結果の報告と共に、飲用する際の注意喚起を行いました。

※有機塩素系化合物とは、塩素を含む有機化合物の総称です。
 そのほとんどが人工物で、主に農薬や溶剤として事業所で使われてきました。
 毒性が強く、また、環境中での残留性や蓄積性が高いことから、事業場跡地などの土壌汚染や地下水汚染が問題となっています。

表 4-1-3 有機塩素系化合物等地下水調査結果

分析項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
検体数	10	10	10	10
環境基準 超過検体数	0	0	0	1
環境基準	0.01mg/l 以下	0.01mg/l 以下	1mg/l 以下	10mg/l 以下

※測定地点：伊勢原(4)、桜台(1)、石田(1)、白根(2)、板戸(1)、上平間(1)

※平成 26 年 11 月 17 日からトリクロロエチレンの環境基準が 0.03mg/l から 0.01mg/l に改正された

(参考)
資料編 12 ページに、「地下水水質検査」の詳細結果について掲載しています。

iv. 多量排水事業場水質調査

伊勢原市では、公共用水域に多量排水する事業所の監視を行うため、主に 1 日当たりの排水量が 300m³ 以上の事業所に対し、排水の調査を実施しています。

平成 26 年度の排水の調査は 7 事業所に対して実施しました。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に定められる排水基準の超過が 1 事業所であったため、改善指導を行いました。

v. 工場及び事業場の状況

水質汚濁防止法の対象施設を設置する工場及び事業場は、伊勢原市内に 204 社あり、業種別には、旅館業が 68、食料品等製造業が 13、洗たく業が 18、その他小売業が 31、畜舎が 19、製造業等が 51、し尿処理施設等が 4 となっています(平成 26 年度末時点での神奈川県への届出状況から)。

(2) 伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付制度（生活雑排水対策）

伊勢原市では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備計画のない地域において合併処理浄化槽を設置する方に、その費用の一部を補助する制度を昭和 63 年度から実施しています。

平成 11 年度からは、観光地である大山地区の事情を考慮し旅館又は飲食店への補助制度を加えました。また、平成 21 年度からは、建築基準法による建築確認（新築・建替・増築等）を伴うものを補助対象から除外しました。

表 4-2-1 平成 26 年度合併処理浄化槽規模別設置実績

人槽	補助金(限度額)	設置基数	補助金合計
5 人槽	332 千円	2 基	664 千円
7 人槽	414 千円	3 基	1,242 千円
10 人槽	548 千円	1 基	548 千円
補助合計		6 基	2,454 千円

※処理対象人員 41 人

表 4-2-2 年度別合併処理浄化槽補助件数の推移（平成 26 年度末時点）

年度	基数 (基)	累計 (基)	処理対象 人員*(人)	年度	基数 (基)	累計 (基)	処理対象 人員*(人)
S63	6	6	43	H14	100	597	4,117
H1	7	13	93	15	100	697	4,722
2	7	20	142	16	122	819	5,430
3	18	38	259	17	162	981	6,432
4	14	52	406	18	150	1,131	7,350
5	21	73	565	19	103	1,234	7,975
6	28	101	765	20	109	1,343	8,607
7	40	141	1,098	21	11	1,354	8,676
8	41	182	1,403	22	15	1,369	8,762
9	34	216	1,639	23	8	1,377	8,810
10	42	258	1,932	24	8	1,385	8,856
11	77	335	2,484	25	6	1,391	8,892
12	81	416	3,023	26	6	1,397	8,933
13	81	497	3,521				

※処理対象人員：浄化槽の大きさを示す人槽の合計値

(3) 水質事故発生状況

水質事故とは、汚水、廃液及び油等による水質の著しい汚濁及びそれらによる人の健康又は魚介類、農作物等に係る被害のことです。

平成 26 年度の発生件数は 2 件でした。

表 4-3-1 年度別発生件数

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
件数(件)	13	6	8	5	4	8	8	4	2	1	4	2

表 4-3-2 平成 26 年度水質事故発生状況

月日	事故区分	河川名	原因	事故内容
平成 26 年 12 月 1 日	油流出	渋田川	事業所	農業用ビニールハウス内のボイラー燃料供給配管の破損により重油が水路に流出した
平成 27 年 3 月 25 日	魚死亡	矢羽根川	事業所	大規模建築物の解体工事時、セメントかす飛散防止用洗浄水が敷地外へ流出したことにより、河川の魚が死亡した

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現状

騒音は、やかましい音、好ましくない音の総称で、騒音であるか否かは、聞く人の心理状態、健康状態に大きく左右されます。騒音源は、工場・事業場の施設、建設工事、道路交通など多岐にわたります。騒音苦情は、平成元年以降毎年 10 件前後で推移しており、平成 26 年度は、工場・事業場 4 件、建設作業 4 件、民家騒音・その他 5 件の計 13 件の苦情があり、苦情内容も多様化してきています。

深夜飲食店等営業騒音は、カラオケを中心に昭和 50 年代後半に苦情が多数寄せられましたが、最近では非常に少なくなっています。一方、建設工事や資材置場などから発する一過性の音に対する苦情が増える傾向にあります。

振動は、事業活動等に伴って発生する揺れが周囲の地盤を伝播して周辺的生活環境に影響を与えるもので、騒音と同様、感じ方には感覚的な面の影響が大きいものです。振動源は、工場・事業場の施設や場内の移動車両、建設工事などです。平成 26 年度の苦情は建設作業 1 件、民家騒音・その他 1 件の計 2 件でした。

市では、許可及び届出等の対象となる事業所や建設作業に対して、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、監視や指導等を行っています。

(参考)

資料編 17 ページに、「騒音規制法及び振動規制法の規制基準」を掲載しています。

(2) 平成 26 年度における許可・届出等の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づいた平成 26 年度の届出状況等は次のとおりです。

表 6-2-1 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設設置状況（平成 26 年度末現在）

騒音規制法			振動規制法		
特定施設の種類の	工場等数	特定施設数	特定施設の種類の	工場等数	特定施設数
金属加工機械	25	264	金属加工機械	41	409
空気圧縮機等	62	587	圧縮機等	40	210
土石用粉碎機械	0	0	土石用粉碎機械	0	0
織 機	0	0	織 機	0	0
建設用資材製造機械	1	1	コンクリートブロックマシン	0	0
穀物用製粉機	1	3	木材加工機械	1	1
木材加工機械	6	14	印刷機械	2	9
抄紙機	0	0	ロール機	0	0
印刷機械	8	30	合成樹脂射出成形機	7	108
合成樹脂射出成形機	4	93	形機鋳型鋳造機	0	0
鋳型鍛造機	0	0			
合計	107	992	合計	91	737

※特定施設とは工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音や振動を発生する施設のこと、公害の発生の防止のため、事前の届出が義務づけられている

表 6-2-2 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業届出状況(26年度)

騒音規制法		振動規制法	
作業の種類	届出件数	作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	5	くい打機等を使用する作業	5
びょう打機を使用する作業	0	鋼球を使用して破壊する作業	0
さく岩機を使用する作業	28	舗装版破碎機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	1	ブレーカーを使用する作業	20
コンクリートプラントを設けての作業	0		
バックホウを使用する作業	1		
トラクターショベルを使用する作業	0		
ブルドーザーを使用する作業	0		
合計	35	合計	25

※特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業のことで、公害の発生の防止のため、事前の届出が義務づけられている

表 6-2-3 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の申請状況

(単位：件)

指定事業所数	設置許可	変更許可	届出	廃止	環境管理事業所	新規認定
238	2	8	29	2	1	0

※届出の件数は、施設や代表者の変更に限る

表 6-2-4 各種公害関連法令に基づく事業所立入検査（県市合同調査）

立入検査実施事業所数	改善等指示・指導事業所数	報告徴収事業所数
6	0	0

※立入検査は、公害の未然防止及び啓発を目的に大気や水質関係を中心として騒音や振動等について、工場及び事業所を対象に実施

(3) 自動車騒音常時監視

平成 23 年 8 月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）」により、神奈川県が行っていた騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視について、平成 24 年度から伊勢原市が行うこととなりました。

平成 26 年度に実施した自動車騒音の常時監視における面的評価の結果、環境基準達成率は、2 地点が 100%でした（残り 2 地点については、99%と 77%）。

表 6-3-1 自動車騒音常時監視結果

No	路線名	測定地点	調査距離 (km)	調査地点	時間区分	等価騒音レベル $L_{eq}(dB)$	環境基準	10分間交通量 (台)	走行速度 (km/h)
							基準値 (dB)		
1	一般国道 246 号線	高森 1560-30 付近	4.0	道路端	昼間 (6時~22時)	69	70	187	35
					夜間 (22時~6時)	70	65	107	37
				背後地	昼間	53	55	—	—
					夜間	48	45	—	—
2	県道 相模原 大磯線①	上粕屋 38-3 付近	2.5	道路端	昼間	65	70	135	45
					夜間	60	65	17	46
				背後地	昼間	51	65	—	—
					夜間	46	60	—	—
3	県道 相模原 大磯線②	板戸 740 付近	2.2	道路端	昼間	65	70	119	46
					夜間	60	65	14	49
				背後地	昼間	50	55	—	—
					夜間	43	45	—	—
4	県道 上粕屋 厚木線	西富岡 1038-1 付近	2.4	道路端	昼間	66	70	39	42
					夜間	56	65	2	45
				背後地	昼間	49	65	—	—
					夜間	37	60	—	—

※道路端とは、道路の敷地境界線のこと。

※背後地とは、道路端から 50mの範囲内で、道路に直接面していない 2 列目以降の住居等の位置する場所のこと。

※等価騒音レベルとは、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。

※10 分間交通量とは、上下車線の交通量の平均値のこと。

※走行速度とは、上下別方向に 10 台程度の通過車両の走行速度を計測し、その平均値を求めた。

表 6-3-2 自動車騒音面的評価結果

No.	路線名	測定地点	区間全体			近接空間			非近接空間					
			戸数(戸)	環境基準達成率(%)		戸数(戸)	環境基準達成率(%)		戸数(戸)	環境基準達成率(%)				
				昼夜とも	昼間のみ		夜間のみ	昼夜とも		昼間のみ	夜間のみ	昼夜とも	昼間のみ	夜間のみ
1	一般国道 246号線	高森 1560-30 付近	1085	76.8	23.2	0	311	54.3	45.7	0	774	85.8	14.2	0
2	県道 相模原 大磯線①	上粕屋 38-3 付近	171	99.4	0.6	0	89	100	0	0	82	98.8	1.2	0
3	県道 相模原 大磯線②	板戸 740 付近	636	100	0	0	174	100	0	0	462	100	0	0
4	県道 上粕屋 厚木線	西富岡 1038-1 付近	190	100	0	0	101	100	0	0	89	100	0	0

※面的評価とは、道路端から 50mの範囲内における保全すべき住居等において、道路端での騒音レベルや交通量データから、住居ごとの自動車騒音レベルを予測することにより、環境基準を超過する住居等の割合を評価する。

※環境基準達成率とは、面的評価において環境基準値以下の割合のこと。

※近接空間とは、2車線以下の車線を有する道路では道路端から 15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路では道路端から 20mまでの範囲のこと。

※非近接空間とは、近接空間以外の範囲のこと。

(参考)

資料編 13 ページに、「自動車騒音常時監視調査地点位置図」を掲載しています。

6 ダイオキシン類など

(1) 現状と防止対策

ダイオキシン類[※]は、発ガン性など様々な有害性を持つことが明らかになっており、環境ホルモン作用等の未解明の有害性も疑われています。そのため平成 11 年 7 月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成 12 年 1 月から施行されています。

【**※ダイオキシン類** 塩素と酸素を含む有機化学物質の一種でポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、さらにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類として法で定義されています。廃棄物を始めとする燃焼や塩素を使用する製造工程から非意図的に生成され、環境中に排出されたダイオキシン類は、大気や土壌、水魚介類等の生物を経て体内に取り込まれるといわれています。】

ダイオキシン類については、神奈川県が大気や水域、土壌等常時監視など環境調査や廃棄物焼却炉対策などの発生源対策を行っています。

人が生涯にわたり取り込んでも健康面の有害な影響が現れないと判断される 1 日当たりの平均的摂取量を求め、この数値を体重 1 k g 当たりの量に換算した数値(耐容一日摂取量)として定めることとしています。

環境基準は、この耐容一日摂取量を下回ることを基本に、大気や水質等の環境触媒中に含まれるダイオキシン類の量について定めています。

表 6-1-1 ダイオキシン類の耐容一日摂取量および環境基準

耐容一日摂取量	環境基準		
	大気	水質	土壌
4pg-TEQ/kg・日	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均)	1pg-TEQ/l 以下(年平均)	1,000pg-TEQ/g 以下

※TEQ とは、ダイオキシン類の場合最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算した重量

(2) ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類は、神奈川県が平成 12 年度から一般環境下における大気、地下水及び土壌の調査を行っており、いずれも環境基準を満たしています。

大気については、市役所に機器を設置し、常時監視(年 2 回測定)を行っており、その他の地下水等については、常時監視を補完する形で調査箇所を毎年変更し実施されています。

また、秦野市伊勢原市環境衛生組合では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、伊勢原清掃工場焼却炉からの排出ガスの測定を行っており、基準値(5ng-TEQ/m³ N 以下)を下回っています。

表 6-1-2 ダイオキシン類調査結果（過去 5 年）

区分	調査地点	年度					環境基準
		22	23	24	25	26	
大気 (pg-TEQ/m ³)	市役所	0.020	0.020	0.014	0.021	0.016	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	県内最大	0.044	0.033	0.034	0.062	0.054	
	県内平均 (26 地点)	0.025	0.021	0.018	0.023※	0.023※	
地下水 (pg-TEQ/l)	市内	—	—	—	—	0.059	1pg-TEQ/l 以下
	県内平均 (3 地点)	—	—	—	—	0.059	
土壌 (pg-TEQ/g)	市内	—	—	—	—	0.32	1,000pg-TEQ/g 以下
	県内平均 (3 地点)	—	—	—	—	0.74	

※平成 25、26 年度について、大気は県内 15 地点

※出展：神奈川県ホームページ

表 6-1-3 伊勢原清掃工場排出ガスにおけるダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/m³N

測定炉		22	23	24	25	26	基準値
180t 炉	1 号炉	0.029	0.017	0.044	—	—	5 以下
	2 号炉	0.010	0.019	0.067	—	—	
90t 炉	3 号炉	0.040	0.0045	0.0045	0.00012	0.0000024	

※180t 炉は、平成 24 年 11 月運転停止により平成 25 年度以降測定なし。

7 土地の埋立て等に関する許可等

土地の埋立て等による生活環境などへの影響や災害の発生を防止するために「伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例」が、平成10年9月17日に公布され、翌年1月1日に施行されています。

許可を必要とする一定規模以上の埋立て等のうち、農地法第4条又は第5条が適用される埋立て等については、平成26年4月1日から届出対象とする改正を行いました。

表 7-1-1 埋立て等の許可の件数

年度	許可の件数			許可の内容			
	合計	500～ 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上	合計	農地造成 (農地→農地)	農地転用 (駐車場等)	その他 (山林造成等)
10	3	2	1	3	1	1	1
11	14	14	0	14	9	5	0
12	17	17	0	17	12	4	1
13	13	13	0	13	12	0	1
14	16	14	2	16	12	1	3
15	17	12	5	17	9	5	3
16	18	17	1	18	9	5	4
17	29	24	5	29	15	14	0
18	19	14	5	19	5	14	0
19	23	19	4	23	11	12	0
20	13	9	4	13	5	6	2
21	9	7	2	9	3	6	0
22	7	4	3	7	3	4	0
23	10	9	1	10	3	7	0
24	11	6	5	11	7	4	0
25	6	4	2	6	3	1	2
26	2	2	0	2	—	—	2
合計	227	187	40	227	119	89	19

埋立て等行為とは

土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積、切土です。具体的には、

- (1) 建築工事や土木工事に伴うもの
- (2) 農地造成に伴うもの
- (3) 山林造成に伴うもの

許可対象

- (1) 埋立て等の区域の面積が 500 m²以上のとき（但し 0.3m 以下の埋め立ては除く）
 - (2) 埋立て等の区域の面積が 300 m²以上 500 m²未満のものうち、埋立て等の区域に隣接する土地で 3 年以内に埋立て等された面積との合計が 500 m²以上のとき
 - (3) 埋立て等の高さが 1m 以上で、且つ土砂等の量が 500 m³以上となるとき
- ※埋立て及び盛土による法面垂直高は、原地盤に対して原則 1.0 m 以下です。
施工前後の地盤高の差が 0.3m 以下の埋立て等は面積に含みません。

届出対象（具体的には担当課窓口で確認してください）

- (1) 他の法令（条例含む）の規定による許可や届出等をして行う埋立て等
- (2) 国、地方公共団体等が行う埋立て等

ii. 食品放射性物質濃度について

市では、子どもの食の安全を確認し、食品の放射能汚染に対する市民の不安を払拭するため、平成 24 年 9 月 4 日より食品の放射性物質濃度検査を実施しています。

また、市民から食品の安全の確認のため、測定依頼があった場合にも、測定しています。全ての検体は、測定限界値（25Bq/kg）未満でした。

表 8-2-1 伊勢原市内における食品放射性物質濃度検査件数

(単位：検体)

検査年月日	小学校給食	保育園給食	市民持込	合計
26年 4月	5	10	0	15
5月	8	8	0	16
6月	7	8	0	15
7月	4	10	0	14
8月	0	6	0	6
9月	8	8	0	16
10月	10	10	0	20
11月	8	8	0	16
12月	4	8	0	12
27年 1月	6	8	0	14
2月	6	6	0	12
3月	4	8	0	12
合計	70	98	0	168

※検査機器は、NaI (TI) シンチレーション式簡易ガンマ線スペクトロメータ

9 環境啓発事業

(1) 河川クリーン作戦（河川清掃活動）

河川浄化に関心と理解を深め、良好な水質環境の実現を目指す活動として、「第21回河川クリーン作戦」を環境月間前後に伊勢原地区環境保全連絡協議会と実施しました。

日 時	平成26年5月25日(日)
場 所	渋田川(望星橋上下流)
参加者	伊勢原地区環境保全連絡協議会の会員等 191人
ごみ収集量	可燃ごみ40kg、不燃ごみ20kg、合計60kg

(2) 環境行動の手引きの作成

i. 市民向け「環境レシピ」（19年度）

急速化している地球温暖化など地球規模での環境問題に今から対処するために、伊勢原市環境基本計画の具体的な取り組みにも掲げられている環境行動の手引きの第一弾として市民向け「環境レシピ」を全戸配布しました。

ii. 事業者向け「環境アクション」（20年度）

第二弾として事業者向けを作成し配布しました。作成には、伊勢原地区環境保全連絡協議会の協力を頂きました。

iii. 子ども向け「環境行動の手びき」（平成26年度）

児童・生徒たちが環境問題について考え、行動できる力を育てるきっかけとなるよう、環境行動の手引き第三弾として、子ども向け「エコ・ゴコロ（小学生編・中学生編）」を市内の全公立小中学校に配布しました。平成26年度に市内小中学校教諭で組織される伊勢原の自然に関する研究部会とともに、「環境行動の手びき」の改訂版を作成し、小学6年生、中学1年生に配布しました。

(3) 環境学習指導員派遣

伊勢原市では、平成22年度から環境学習指導員派遣制度を設け、環境教育・学習を推進しています。平成26年度末現在で、登録指導員は6団体、個人2名です。

本制度の平成26年度の実績は、派遣回数が8回、総参加者数が441名でした。

(4) 事業者向け環境学習（セミナー）

市内事業所を対象とした「事業所の省エネルギー・節電対策セミナー」として、工場・事業場における「CO₂削減」と「コスト削減」の実現に有効な手段であるESCO事業についてのセミナーを伊勢原地区環境保全連絡協議会との共催にて実施しました。参加者は15名でした。

日 時	平成26年6月26日(木)
会 場	伊勢原市役所全員協議会室

(5) 市民向け環境学習（セミナー）

学習会「里山資本主義と伊勢原の活性化」

「里山資本主義」の著者、藻谷浩介氏を講師に招き、市民団体である「いせはら環境市民ネットワーク」の主催、伊勢原市の後援にて開催しました。

参加者は241名で、藻谷氏の提言する地域特性を生かした“活性化”に耳を傾けていました。

日	時	平成27年2月27日（金）
会	場	伊勢原市中央公民館展示室

(6) いせはら環境展の開催

市民団体、学校、事業者及び行政が協働して実行委員会を結成し、伊勢原の環境を良くするための啓発運動の一つとして「第11回いせはら環境展」を開催しました。

i. 概 要

日	時	平成26年5月10日(土)・11日(日)
会	場	伊勢原市総合運動公園（「公園緑花まつり」と同時開催）
来場者数		1,868人（公園緑花まつり来場者人数：約18,000人）

ii. 内 容

ア パネル展示及びクイズラリー等

パネル展示・実演及びその内容を題材としたクイズラリーなどにより、環境保全に関する普及啓発を実施しました。

また、本年度から、リユース商品等、環境意識の向上につながる商品の販売をしました。

イ 電気自動車の試乗、展示及び電源供給

日産自動車(株)の協力の下、電気自動車の試乗、展示を実施しました。

また、本年度は、メインステージの放送設備について、電気自動車から電源の供給を行いました。

ウ 市民環境団体による活動発表会

伊勢原の環境に関する研究やエコ活動、生物研究など環境に関する活動を行っている市内の団体や学校が活動報告を行いました。

iii. 参加団体（17団体）

いせはら環境市民ネットワーク／伊勢原森林里山研究会／伊勢原の環境を考える会／伊勢原の自然と環境を守る会／WE21ジャパン・伊勢原／マイ・エコクラブ／いせはらEco21／雨岳文庫を活用する会／さがみ生活クラブ生協伊勢原コモンズ／生活協同組合ユーコープ伊勢原市エリア会／ビオトープぬまめ／向上高等学校生物部／㈱鈴木油脂／日産自動車(株)／神奈川県環境計画課／湘南里川づくりみんなの会／(公財)神奈川県下水道公社

(7) いせはらストップ温暖化展の開催

地球温暖化は、地球規模での深刻な問題となっています。12月の地球温暖化防止月間に先立ち、市民に温暖化防止を啓発するため「第9回いせはらストップ温暖化展」を開催しました。

i. 概要

日時 平成26年11月15日(土)
会場 伊勢原協同病院駐車場 (伊勢原協同病院文化祭)と同時開催)
来場者数 2,000人

ii. 内容

ア 地球温暖化防止対策の普及啓発

普段の生活でできる地球温暖化防止のための取組を展示等により普及啓発を行いました。(リサイクル衣料・環境配慮商品の紹介、再生可能エネルギーを活用したソーラークッカーや薪ストーブの実演、活動内容の発表)

イ 次世代自動車の展示等

日産自動車(株)により、電気自動車、エコカー及び電気自動車から供給された電気で稼働するエコドライブゲームが展示されました。

また、神奈川県により燃料電池自動車の展示がされました。

iii. 参加団体 (18団体)

いせはら環境市民ネットワーク/WE21ジャパン・伊勢原/マイ・エコクラブ/雨岳自然の会/フューチャー・ラバーズ/さがみ生活クラブ生活協同組合/生活協同組合ユーコープ伊勢原市エリア会/日産自動車(株)/株鈴木油脂/東京電力(株)/伊勢原市内郵便局/自修館中等教育学校/比々多小学校/大田小学校/桜台小学校/神奈川県環境計画課・スマートエネルギー課/(公財)神奈川県下水道公社/伊勢原市子ども科学館・環境対策課

(8) 冬期自動車使用抑制

二酸化窒素濃度が高くなる冬期の対策として、自動車のエコドライブや効率的使用で、燃料の節約や排気ガス抑制をするための啓発を行いました。

- ・期間 平成26年12月から平成27年1月の2カ月間
- ・対策内容 公用車の水曜日使用・利用の抑制
職員のマイカー通勤の自粛要請

平成26年度いせはらの環境

伊勢原市経済環境部環境対策課

0463(94)4711

平成27年9月発行